

区分	完了検査の時期		支払の時期	
	工事の請負契約	工事の請負契約を除く他の契約	工事の請負契約	工事の請負契約を除く他の契約
契約書または請書が作成されている場合	給付を完了した旨の通知を受けた日から 14日以内の日 (ただし年度内)	給付を完了した旨の通知を受けた日から 10日以内の日 (ただし年度内)	市が給付の検査を終了し、合格とした後、適法な支払請求書を受理した日から 40日以内の日	市が給付の検査を終了し、合格とした後、適法な支払請求書を受理した日から 30日以内の日
契約書または請書が作成されていない場合	給付を完了した旨の通知を受けた日から10日以内の日 (ただし年度内)		市が給付の検査を終了し、合格とした後、適法な支払請求書を受理した日から15日以内の日	